

田浦町・芦北町二町合併

新未来づくり

新町建設計画

平成 15 年 9 月

田浦町・芦北町合併協議会

令和 2 年 3 月変更 芦北町

目次

第1章 計画策定の目的	1
1. 計画策定の目的	
2. 計画の期間	
3. 計画策定の基本方針	
第2章 時代の潮流と21世紀の展望	2～3
1. 少子高齢化の時代	
2. グローバル化の時代	
3. 環境と健康を大切にする時代	
4. ゆとりを重視する時代	
5. 農村社会が再評価される時代	
6. 協働の時代	
第3章 地域の姿と合併の必要性	4～21
1. 位置と地勢	
2. 歴史	
3. 現状	
4. 課題と合併の必要性	
5. 合併に期待される効果	
6. 合併で心配される事項への対応	
第4章 新しいまちづくりの基本方針	22～24
1. 新町の将来像	
2. 将来像の実現の進め方	
3. 施策の大綱	
第5章 新しいまちの施策と事業	25～45
各施策の方針	
(1) 地域づくり	
(2) 生活・福祉	
(3) 経済・産業	
(4) 教育・文化・国際交流	
(5) 基盤整備	
(6) 行政組織	
第6章 新町における県事業の推進	46～47
第7章 公共的施設の整備	48
第8章 財政計画	49～51

第1章 計画策定の目的

1 計画策定の目的

この新町建設計画は、田浦町と芦北町が合併し、新しい町を建設していくにあたり、その基本方針を住民の皆さんに提示し、新町のまちづくりを総合的かつ効果的に推進することを目的とします。

新しい町では、この新町建設計画に基づき、総合的かつ計画的な行政の運営を図り、

- ① 合併後の新町の速やかな一体性の確立
- ② 住民の福祉の向上
- ③ 新町の均衡ある発展

を目指します。

2 計画の期間

この新町建設計画の計画期間は、平成17年度から令和6年度までの20年間とします。

3 計画策定の基本方針

この新町建設計画を策定するにあたっては、

- ① 田浦町・芦北町二町合併「新未来づくり」（将来ビジョンの骨子）を基に主要事業、公共的施設の適正配置と整備及び財政計画を中心として構成します。
- ② 公共的施設の適正配置と整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮し、地域のバランスさらに財政状況を考慮しながら計画します。
- ③ 新町の財政計画については、新町建設の方針を反映させつつ、地方交付税、税収等の一般財源の動向を見据えるとともに、合併特例債などの国・県の財政支援措置を有効に活用し、健全な財政運営を目指します。

第2章 時代の潮流と21世紀の展望

1 少子高齢化の時代

日本の総人口は少子化の進展によって、急速に伸びが鈍化しています。また、今後ますます高齢化が進み、2015年には国民の4人に1人が高齢者になると見込まれています。

今後は、このような人口減少や少子高齢化の進展に対応した社会的経済的システムを構築する必要があります。

2 グローバル化の時代

いわゆるボーダーレス時代の到来により、人、物、情報の国際的な交流が活発に行われています。経済分野においても国際間の競争が激化し、それに応じた社会システムの構築が求められています。

国際交流分野においては、産業活動や市民生活など多くの分野で世界各地との交流が行われ、国際理解と国際協力のもと世界各地に開かれた地域づくりが求められています。

今後はこのような国際化に対応できる人材の育成や国際協力の推進等、国際社会に対応した施策を展開する必要があります。

3 環境と健康を大切にす時代

ダイオキシン問題や環境ホルモンの問題等、深刻化する環境問題や健康被害の問題は、国際的な枠組みの中で議論され、今日世界規模での環境問題への取組みが重視されています。

今後は、CO₂を発生しないクリーンエネルギーの導入や、ごみの増加を抑制し、リサイクルシステム構築のための組織づくりなど、自然と共生した地域社会の実現が必要であり、循環や共生を基調とした持続可能な社会への変革が求められてきます。

4 ゆとりを重視する時代

これからの時代は「物の豊かさ」から「心の豊かさ」や「安心・安全な暮らし」が重視される時代になります。

また、人々の価値観やライフスタイルが多様化する中で、様々な文化活動やスポーツ活動、地域活動、生涯学習などに積極的に取り組む人が増えています。

今後は、このような動向を踏まえ、個人の特性を活かし、地域の主体性が発揮できるような施策を展開する必要があります。

5 農村社会が再評価される時代

「心の豊かさ」を求める人が多くなり、グリーンツーリズムやブルーツーリズムといった新しい余暇活動が注目される時代では、豊かな自然環境といった経済的な物差しでは計ることができない有形・無形の財産を持つ農村社会が再評価されるようになります。

今後は、このかけがえのない財産を後世に引き継ぐとともに、農村の自然や暮らしに魅力を感じる都市生活者との交流を促進し、都市にない農村社会の優位性を発揮できるような施策を展開する必要があります。

6 協働の時代

地方分権が、今後加速度的に進行するとともに、住民の自発的、積極的な社会参加活動は活発になっていきます。このような社会情勢の中では、各自治体が自らの意思で政策決定や事業実施を行うとともに、情報公開や政策に対する説明責任を果たす必要があります。

今後は、住民の知恵を活かした計画策定や事業実施が求められ、行政と民間が協力しながら社会づくりを行う必要があります。

第3章 地域の姿と合併の必要性

1 位置と地勢

田浦町・芦北町は八代海に面し、熊本県の南部に位置しています。南北の水俣・八代との境を山々に隔てられ、東側は球磨川を境とし、西側は八代海に面しています。また、田浦町・芦北町は東西南北を山、川、海によって区切られた一つの領域になっています。この領域にはさほど高い山はありませんが、標高 200m~900m 前後の山々が連続しており、平地に乏しい地形で、両町とも面積の約 80%が山林となっています。水田や宅地となっている平地が海岸及び河川の流域に分布するのみで、それ以外ほとんどが丘陵山岳地帯です。気候は海岸地域と山間地域では幾分異なり、海岸地帯は暖流の影響により暖かく、ほとんど無霜地帯であるのに対し、山間地域は降雨量、湿度共に多く、比較的冷涼な気候です。

(1) 県南の交流拠点

古くから交通の要衝であった佐敷には、古い商家が多く残る街並を見ることができます。ここは薩摩街道に天草の海や球磨の山が接する場所であり、県南の交流拠点でした。海と山をつなぐ生態系の軸と、鹿児島・熊本・福岡を結ぶ広域連携軸とのクロスポイントにあたり、天草諸島との連絡性も高く、県南の交流拠点として位置づけることができます。

(2) 風光明媚な海洋保養基地

温暖な気候にめぐまれ、風光明媚なリアス式海岸の景観、御立岬公園、芦北海浜総合公園などがあります。海水浴や釣りなどの海のレクリエーションの他にも、御立岬・湯浦・鶴木山・大野・吉尾の温泉群に恵まれており、ゆったりと過ごし心身共にリフレッシュする海洋保養基地として多くの県民に認知されています。

(3) 豊かな農林水産物

八代海に向かって傾斜した地形と温暖な気候を利用し、昭和 30 年代より日本一の甘夏みかんの産地として全国に知られるようになりました。ほかにも、シイタケやタケノコなどの山の幸、豊富で新鮮な海の幸にめぐまれており、畜産業も盛んです。両町には、山林を所有している農家が多くありますが、5ha に満たない極めて零細な経営のものがほとんどです。

表 地目別面積（平成 12 年）

単位：ha、%

	計	宅地	耕地(田・畑)	山林	その他
計	23,297	395	2,115	18,185	2,602
	100.0	1.7	9.1	78.0	11.2
田浦町	3,276	108	733	1,958	477
	100.0	3.3	22.4	59.8	14.5
芦北町	20,021	287	1,382	16,227	2,125
	100.0	1.4	6.9	81.1	10.6

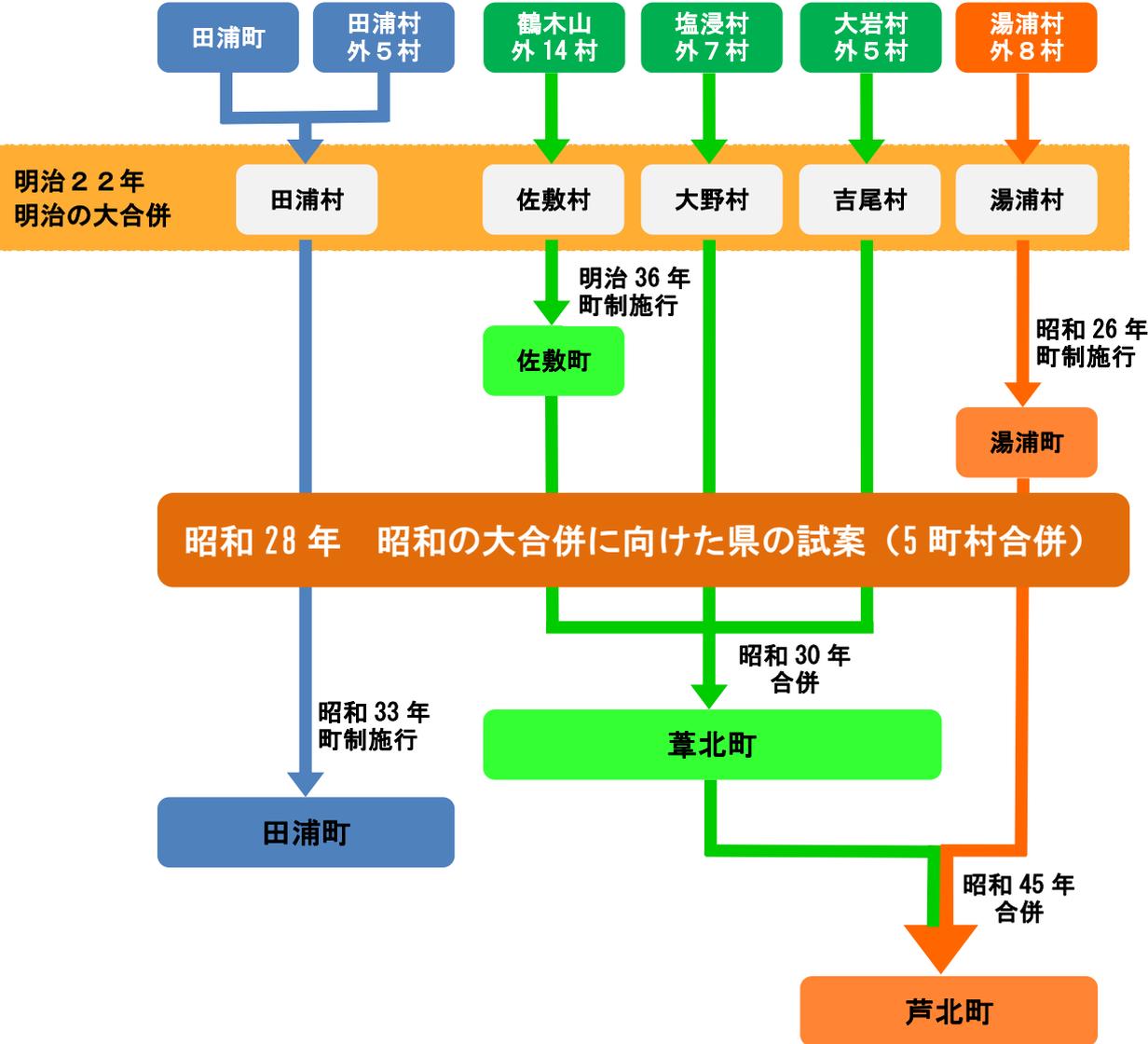
資料：固定資産概況調書

2 歴史

この地域は万葉の時代から「葦分（あしきた）の国」として記述があり、古くから九州南部への海・陸両路の拠点であったことがうかがえます。

近世には肥薩国境の要衝の地となり、城下町として、宿場、商いの場、湯治場として栄え、明治以降も葦北郡内の交流拠点として発展してきました。

明治の大合併以降、昭和33年の町制施行で田浦町が誕生しました。また、昭和30年に、佐敷町・大野村・吉尾村の合併により誕生した葦北町は、昭和45年にさらに湯浦町と合併し、現在の芦北町が誕生しました。

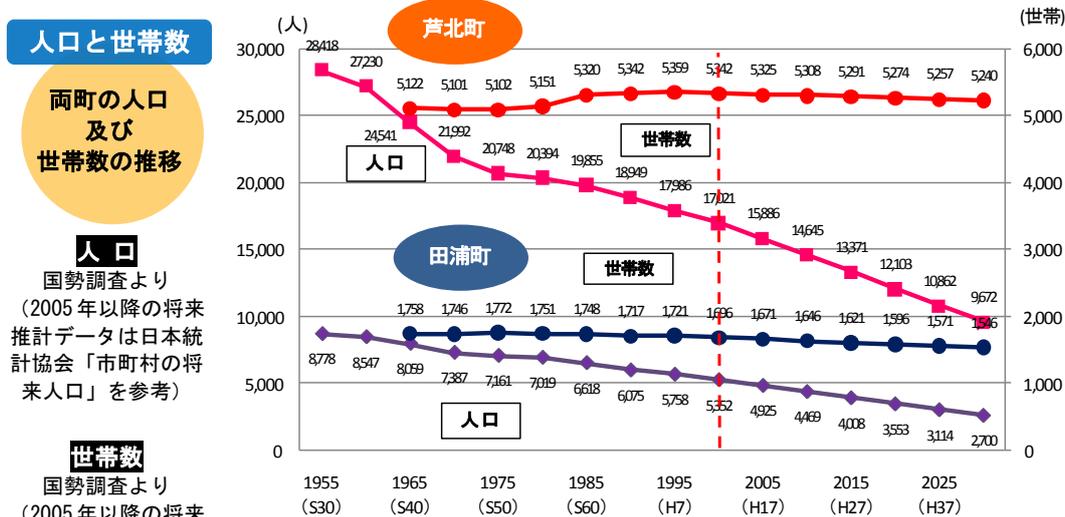


3 現状

(1) 人口と世帯

平成12年国勢調査によると、田浦町の人口は5,352人、芦北町の人口は17,021人で、合計22,373人です。両町とも減少傾向にあり、今後も減少していくことが予想されています。世帯数は芦北町が5,342世帯でほぼ横這いで推移していますが、田浦町は1,696世帯で減少傾向にあります。平均世帯人員は芦北町が3.19人、田浦町が3.16人で、今後、少子高齢化が進んでいく中、世帯人員の減少が予測されています。人口ピラミッドでも昭和40年は星型の人口構成だったものが、平成12年では、つぼ型の人口構成に変わっています。

推計人口によると、両町の人口は15年後の平成27年には17,380人に減少し、さらに平成42年は、現在の人口の約半分の12,371人になると予想されています。65歳以上の高齢者を支える生産年齢人口割合も高齢者1人あたり平成12年の1.99人から平成42年では0.99人と約半分になると推計されています。

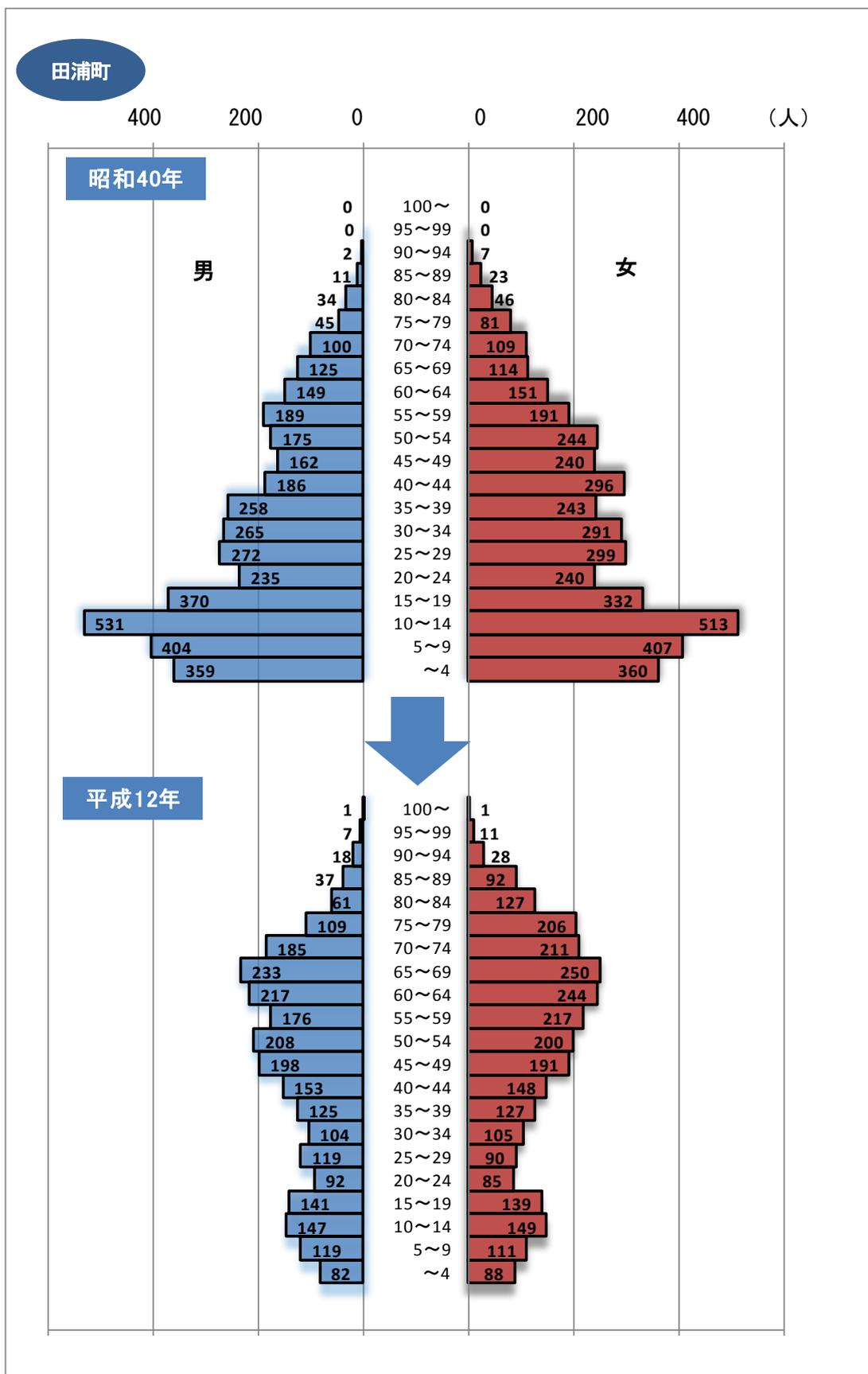


人口が減少するにもかかわらず、世帯数は横ばいです。つまり、世帯当りの人員がどんどん少なくなっている状況です。

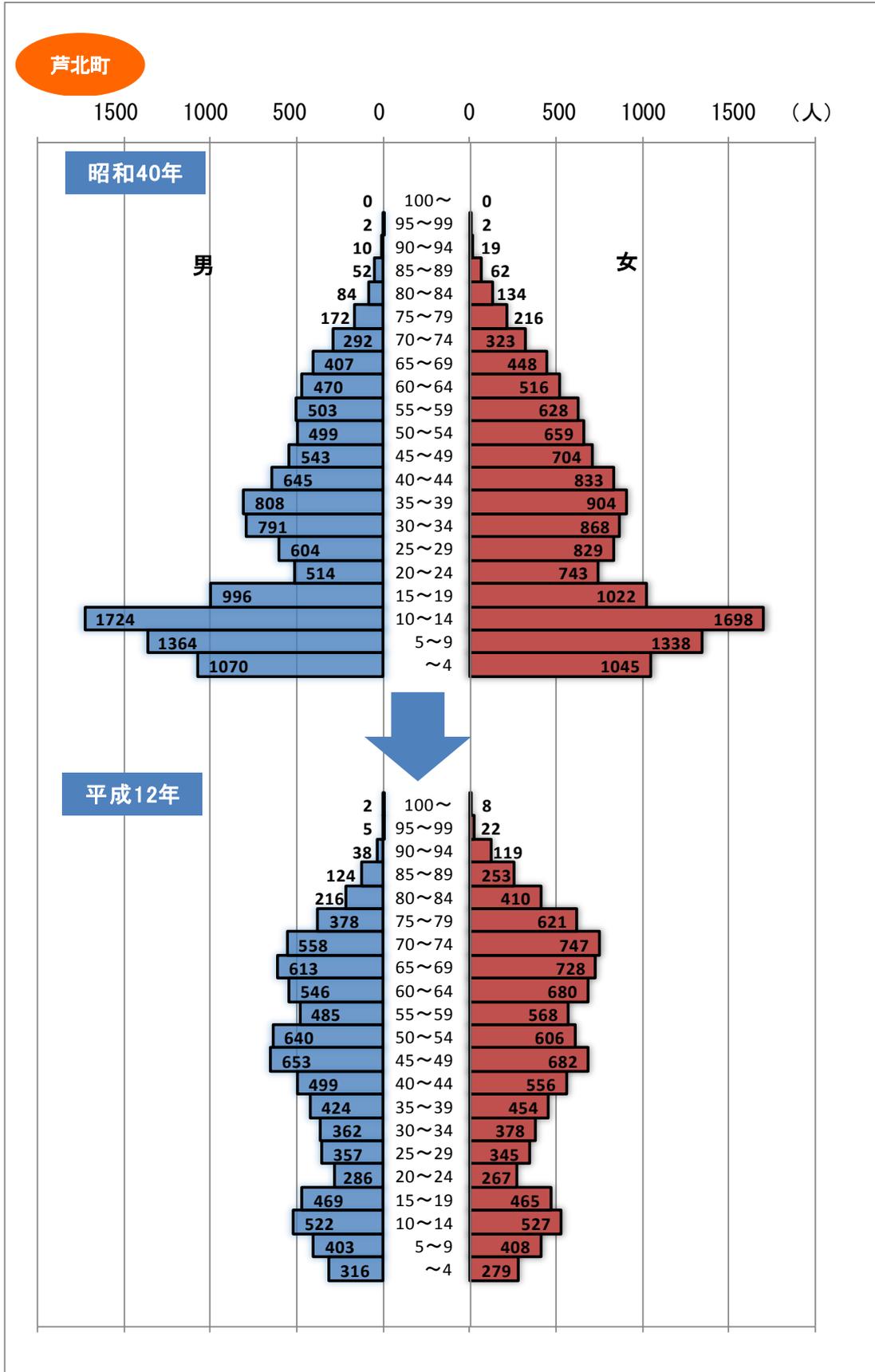


65歳以上で構成される世帯が増えています。

(1) 人口と世帯 ●両町の人口ピラミッド（昭和40年と平成12年の比較）



両町とも人口構成が星型（若年層ほど多い）からつぼ型（中高年が多い）へと変化している。



国勢調査より

(2) 就業人口

就業者数は、平成12年現在、両町合わせ、第1次産業就業者が1,865人(18%)、第2次産業就業者が3,441人(33%)、第3次産業就業者が5,079人(49%)となっています。就業者数は昭和30年から平成12年までに、全体で69%に減少しています。両町とも第1次産業就業者、第2次産業就業者は減少傾向にあり、第3次産業就業者は増加傾向にあります。

●産業別就業者の推移

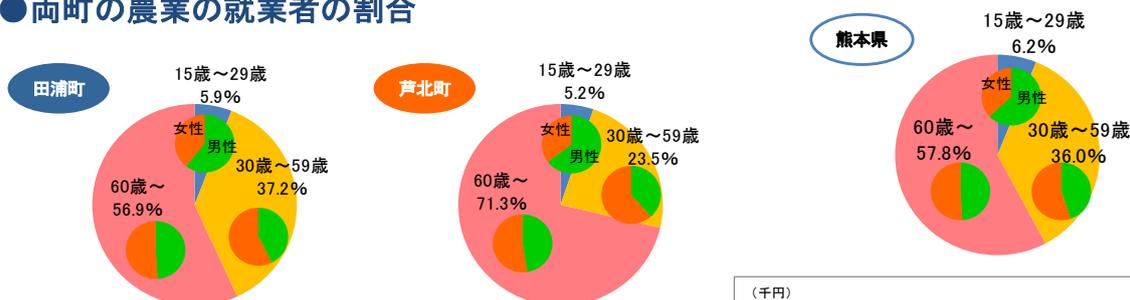


(3) 産業状況

① 農業

平成12年現在、農業就業人口は両町合わせて、2,284人であり、そのうち60歳以上の高齢者の就業者が約70%を占めています。また、15~29歳の若手就業者は5%程度と極めて低い割合となっています。県平均の高齢者就業率は58.7%ですので、農業就業者の高齢化が進んでいる地域であるということがわかります。また、農業粗生産額は47億円、生産農業所得は19億円となっています。

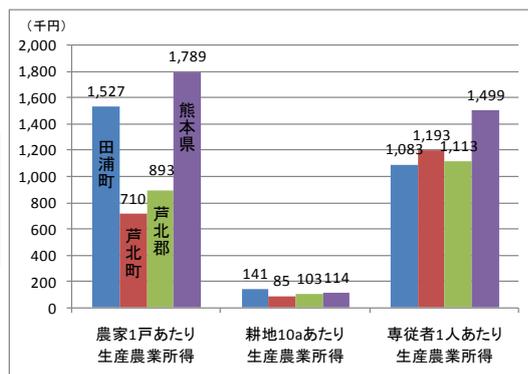
●両町の農業の就業者の割合



●両町の農業の現状

	田浦町	芦北町	葦北郡	熊本県
農業就業人口(人)	865	1,419	2,875	122,020
農業粗生産額(千万円)	163	308	572	33,577
生産農業所得(千万円)	80	114	240	14,241

生産農業所得統計(H12)より



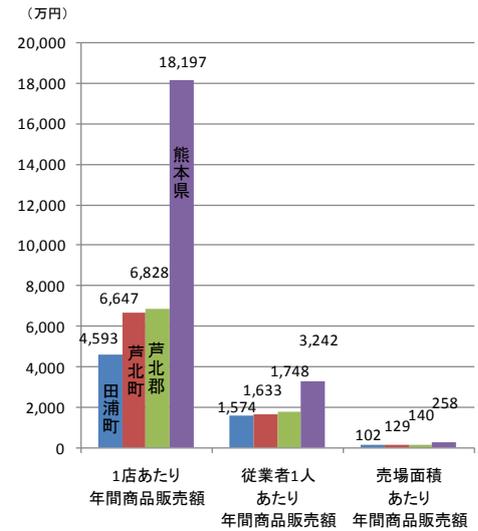
② 商業

平成9年現在、両町合わせて、商店数343店舗、従業員1,312人、売り場面積17,225㎡、年間商品販売額213億円となっています。売り場面積当たり販売額は124万円/㎡であり、熊本県平均258万円/㎡の約半分となっており、購買力の町外流出が著しい状況です。

●両町の商業の現況

	田浦町	芦北町	葦北郡	熊本県
商店数(店)	73	270	396	27,766
従業員数(人)	213	1,099	1,547	155,859
売場面積(㎡)	3,227	13,948	19,282	1,955,601
年間商品販売額(万円)	335,266	1,794,574	2,703,888	505,269,786

商業統計調査(H9)より



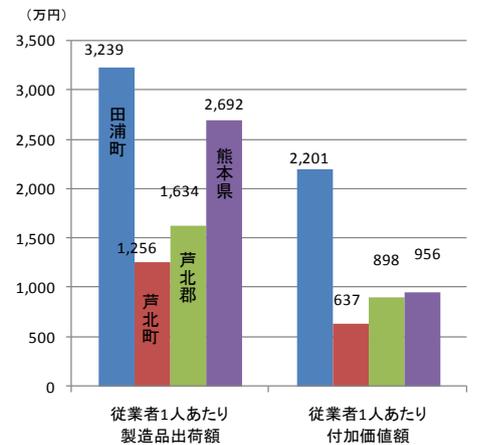
③ 工業

平成13年工業統計調査では、両町合わせて、事業所数42、従業員数1,231人、206億円の製造品等出荷額となっています。

●両町の工業の現状

	田浦町	芦北町	葦北郡	熊本県
事業所数(所)	7	35	60	2,903
従業員数(人)	260	971	1,454	97,576
製造品出荷額(万円)	842,282	1,220,161	2,376,802	262,751,724
付加価値額(万円)	572,372	618,970	1,306,785	93,347,421

工業統計調査(H13)より



④ 観光

御立岬公園、芦北マリンパークビーチ、観光うたせ船、湯浦温泉など魅力的な観光資源を有しており、両町合計で年間約95万人の観光入り込み客があります。そのうち、84%、約80万人は県内客で、16%、約15万人は県外客となっています。また、入り込み客のうち8%の約8万人が宿泊客であり、残り92%、約87万人が日帰り客となっています。今後、九州新幹線の開業、南九州西回り自動車の延伸等により、広域との交通アクセスが飛躍的に向上することになり、都市住民との交流促進が期待されています。

田浦町

	単位:人		
	日帰り客	宿泊客	合計
県内客	330,011	14,283	344,294
県外客	88,819	3,572	92,391
合計	418,830	17,855	436,685

田浦町企画観光課調査(H13)

芦北町

	単位:人		
	日帰り客	宿泊客	合計
県内客	409,837	48,264	458,101
県外客	45,949	10,434	56,383
合計	455,786	58,698	514,484

芦北町商工観光課調査(H13)

(4) 日常生活圏

通勤・通学の状況を見ると、田浦町については、八代市に向かう人が451人で最も多く、次いで芦北町282人、水俣市141人となっています。芦北町については、水俣市に向かう人が923人で最も多く、次いで八代市514人、田浦町182人で、人吉市にも136人が向かっています。買い物状況を見ると、田浦町の地元購買率は14.7%で、大半は八代市に流出しており、芦北町も地元購買率は52.1%で、八代市、水俣市への流出が多くなっています。このことから通勤・通学、買い物とも、周辺の主要都市である八代市、水俣市を中心に周辺地域へ移動していることがわかります。

●日常生活圏



平成12年度国勢調査より



平成12年度熊本県消費動向調査より

●大規模小売店舗の分布 (平成15年3月現在)



●店舗面積1,000㎡以上の店舗

- | | | | |
|-----------|----------------|-----------|-------------------|
| 八代 | 八代寿屋(閉鎖中) | 芦北 | ショッピングナラジ芦北 |
| | 八代サティ | | 瀬浦ショッピングセンター |
| | サンリブ八代 | 水俣 | 水光社本店 |
| | ニココ堂橋手店 | | 水光社ホームセンター |
| | ホームプラザナフコ東八代店 | | ホームセンターサンコー水俣店 |
| | ホームセンターフタバ八代店 | | エムズシティ |
| | ニココ堂八代店 | 人吉 | ニココ堂人吉店 |
| | BIG3号線瀬港店 | | ショッピングセンターイスマ |
| | 五和ファミリープラザ | | 矢原家具店 |
| | ロッキーホームセンター八代店 | | ホームプラザセンターまるさだ |
| | BIG3号線 | | ナガトモロングフレンド人吉店 |
| | 緑の流通センター清巧八代店 | | ホームセンタートクマル |
| | ベスト電器八代店 | | 食鮮館OLIVE |
| | ホームセンタースマイル | | おもちゃと人形のkogmarand |
| | ケーズデンキ八代店 | | イスマ城本店 |
| | ファニチャーわたなべ | | オサダ人吉店 |
| | ホームプラザナフコ八代店 | | ゆたかセンター宝来店 |
| | そのや家具 | | スーパードラッグコスモス人吉店 |
| | ホームセンターフナツ | | ホームセンターナフコ人吉店 |
| | 八代あまがえ総合センター | | |
| | ディスカウントたかしま | | |

熊本県商工政策課/熊本県内大型店リストより

(5) 生活基盤

道路の整備状況は、両町とも舗装率は県平均 88.8%を上回っているが、改良率は県平均 53.7%を大きく下回っています。

上水道の普及率は田浦町が 70.6%、芦北町で 82.3%で、安定的な水の供給が望まれています。し尿処理場やゴミ処理、消防組織などは、両町の他に津奈木町、水俣市とともに設置した広域行政組合で実施されています。

住宅水準では、両町とも 8 割以上の世帯が持ち家となっており、田浦町で平均 132 m²/戸、芦北町で 125 m²/戸と、民間の借家などと比べても格段に広い延べ床面積となっています。

●広域公共設備の分布



●公共設備整備状況

(単位: %)

		田浦町	芦北町
道路	改良率	30.6	23.2
	舗装率	96.0	90.0
ごみ	収集率	100.0	100.0
	し尿	収集率	30.9
上水道等	普及率	70.6	82.3
公営住宅	世帯数比率	11.8	8.0

平成13年度熊本県市町村要覧より

●両町における住宅所有の状況



(6) 教育施設等

小学校は、芦北町に 13 校、田浦町に 3 校あり、児童数は合計 1,168 人です。児童数は年々減少傾向にあります。

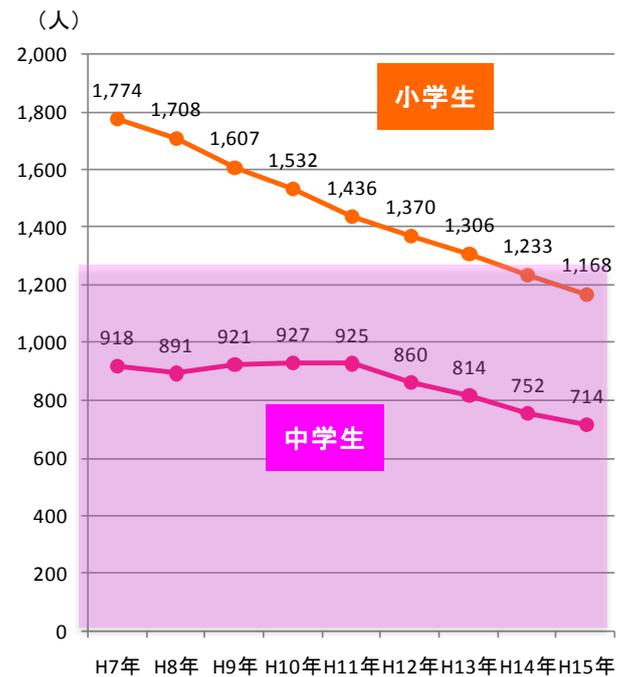
中学校は、芦北町に 4 校、田浦町に 1 校で、合計 714 人の生徒数となっています。横這いで推移してきましたが、ここ数年は減少傾向を示しています。

唯一の高校である芦北高校が芦北町にあり、生徒数 436 名となっています。

●学校の分布



●両町の児童生徒数の推移



●教育施設の状況 (平成 15 年)

	田浦町		芦北町		計	
	校数	生徒数	校数	生徒数	校数	生徒数
小学校	3	267	13	901	16	1,168
中学校	1	167	4	547	5	714
高校	-	-	1	436	1	436

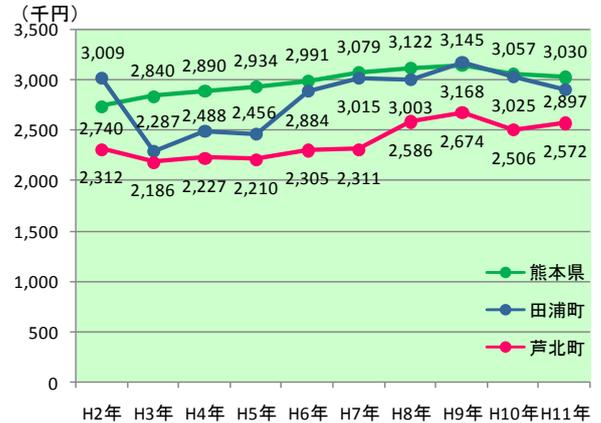
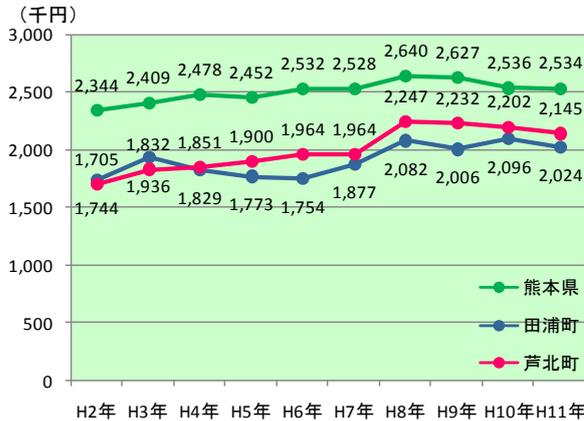
注: 小学校は分校を含む。ただし、休校は除く。
両町学校基本調査より

(7) 所得

一人当たり市町村内総生産及び市町村民所得は平成 11 年現在、田浦町・芦北町ともに県平均より低い値となっています。一人当たり市町村内総生産は田浦町の方が高い。平成 4 年以降、市町村民所得は芦北町の方が高くなっています。

●一人当たり市町村年所得

●一人当たり市町内総生産

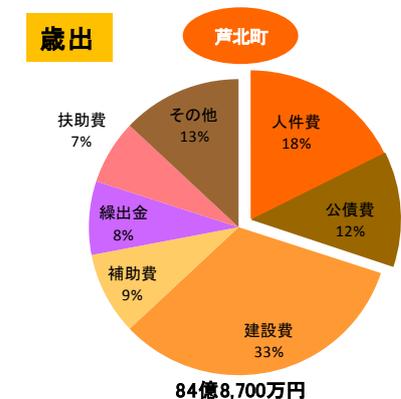
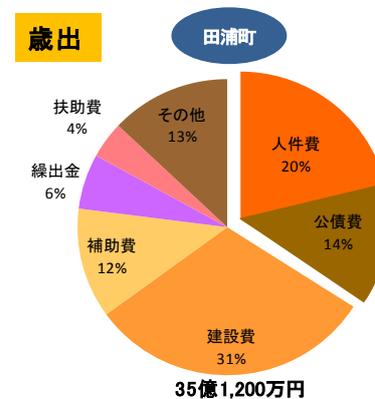
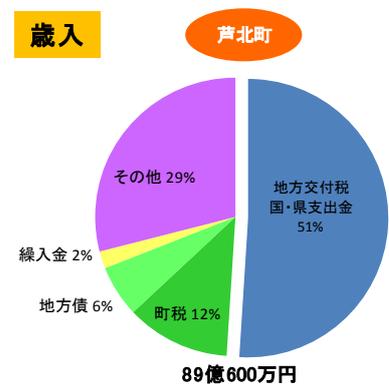
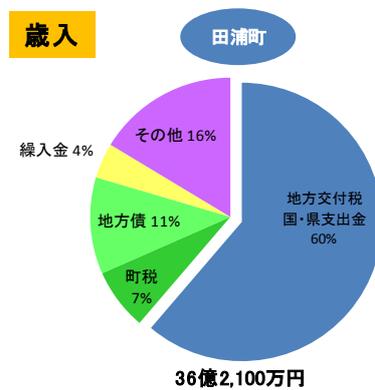


市町村民所得推計報告書/H7、H9、H11より

(8) 財政状況

平成 14 年度の財政状況をみると、歳入額は田浦町が 36 億 2,100 万円、芦北町が 89 億 600 万円、合計 125 億 2,700 万円となっています。

地方交付税など国・県に依存している額は田浦町が 21 億 6,000 万円 (60%)、芦北町が 45 億 2,100 万円 (51%) で厳しい財政状況となっています。人件費と公債費が歳出に占める割合は、田浦町が 34%、芦北町が 30%となっています。



4 課題と合併の必要性

少子高齢化が進んでいます

熊本県の高齢化率は、全国より7年先を歩いています。さらに、わたしたちのまちの高齢化率は、県平均を大きく上回っています(平成14年10月現在で、県平均22.4%、田浦町31.3%、芦北町30.3%)。少子高齢化が行政に与える影響としては、税金を負担する人が減り、逆に税金によって行政サービスを受ける人が増えることがあげられます。

このため、より一層の行政の効率化を図り、介護サービスなどの住民サービスを提供する必要があります。

財政状況が厳しさを増しています

国、地方ともに厳しい財政状況にあります(平成14年度末の国・地方の長期債務残高は、705兆円)。この状況から、地方交付税等の国からの財源が将来にわたって同じように確保されることは極めて厳しい状態にあります。

わたしたちの子どもや孫にツケを残さないためには、今、思い切った行政改革を行い、経費の節減を図る必要があります。

環境やゆとりを大切にすることが広がっています

個人の価値観やライフスタイルはより多様化しています。また、地球温暖化防止など、地球規模での環境問題への対応が求められており、これらに対応した社会システムへの変革が望まれています。

これらの課題に対応した行政を実現するためには、住民ニーズを的確に把握し、地域の特性にあった施策を展開するとともに、専門の知識を有した職員が必要となります。

また「こころ」や「からだ」の健康や「安全」で「安心」した生活ができる地域づくりを展開する必要があります。

みんなが主役のまちづくりが必要になってきます

地方分権が進み、わたしたちのまちの施策は、わたしたちの手で行うことが求められる時代となっています。そこでは、各種の事業計画の策定などに住民の皆さんが積極的に参画したり、個性あるまちづくりに積極的に取り組む必要があります。そのため、行政と住民、あるいは地域と住民のパートナーシップの構築が不可欠になってきます。

そこで、従来から魅力ある地域づくりの要であった自治公民館活動をさらに充実させ、地域のニーズをより行政に反映させるしくみと、これに対応した行政組織の改編を行う必要があります。

5 合併に期待される効果

行財政基盤の強化・効率化、 行政サービス高度化・多様化が図れます

- それぞれのまちの総務や企画部門等が統合されることで管理経費が削減され、その削減された経費や余裕が生まれた人材を、環境問題や保健、福祉などの直接的な住民サービス部門に充てることができるなど、現在必要とされる分野への効率的、重点的な対応が可能となります。
- 規模が大きくなれば専門的な分野に対応できる人材を広く求めることも可能となり、介護保険・情報化・環境問題等、専門的かつ高度な行政サービスの提供が可能となります。

広域的な観点に立ったまちづくりができます

- 類似した公共施設を重複して整備することがなくなり、建設費や維持管理費の節減が可能です。また、住民の皆さんにとって利用しやすく充実した各種公共施設をまち全体にバランスよく配置することが可能になります。
- 合併後の市町村が行う、新たなまちづくりに必要となる財源については、合併特例法による国の支援策や県の支援策が用意されています。

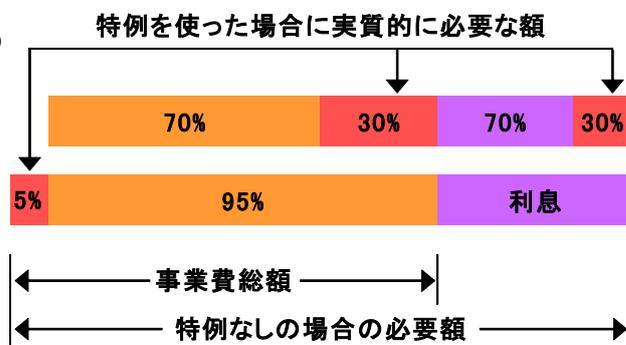
公共施設の広域的な利用が可能となり、 暮らしが便利になります

- これまでそれぞれのまちで整備してきた各種公共施設を利用できるようになります。
- 利用可能な窓口を増やし、情報通信ネットワークを整備することにより、より便利な窓口サービスの提供を受けたり、居住地や勤務地、買い物先の近くなどでもこれらの利用が可能となります。

●田浦町と芦北町が合併した場合？

新しい事業に係る原資が捻出できます。

- 合併することで、4 役や町議会議員等の人件費が、少なくとも年間で約 6,000 万削減されます。その経費を原資として有利な起債（合併特例債や過疎債）を利用すると、公共施設整備や基金の積立が単年度約 1.7 億円、実質的に借金なし（※注）で実施することができます。



注) 合併特例債や過疎債は、町が行う借金と考えれば理解しやすくなります。これら有利な起債を使うと、町が実質的に負担する部分は右図のようになり、逆算すると実質的に借金なしで約 1.7 億円の事業ができるわけです。

文化交流・スポーツ振興の拠点を整備し、御立岬公園と芦北海浜総合公園とを有機的に連携させ、県内の代表的な海の観光基地にします。

●役割分担による経費削減と質の向上

たとえば、現在の田浦町では、文化ホールやその周辺の整備を図り、文化交流の拠点として整備します。現在の芦北町では、スカイドームを中心に、スポーツ振興の拠点として整備します。このように役割分担することで、各町がそれぞれ施設を保有する場合より、経費を削減することができ、質の高いサービスが提供できるようになります。

●連携によるイメージアップ

御立岬公園や芦北海浜総合公園の施設の特色を活かし、これを有機的に連携させ、県内で代表的な海の観光基地となるように整備を行います。これによって地域のイメージがアップし、交流人口の増加による経済効果が期待されます。

各町の公共施設が町内料金で利用できるようになります。行政の窓口が増えることで、より便利になります。

- 御立岬公園の施設や大野温泉センターなどが現在の町内利用者料金で利用できるようになります。また、行政窓口が増え、勤務先の近くの窓口で行政手続きをすることができるようになります。

6 合併で心配される事項への対応

周辺の地域がさびれることはないですか？

- この「新町建設計画」は、地区会長会、行政区長会など住民のみなさんからの意見を踏まえながら、公共施設の配置や各種事業など周辺地域にも十分配慮して作成しました。
- 今後も町内の地域バランスに十分配慮しながら、まちづくりを推進します。

住民の声が届きにくくなりませんか？

- 合併後も住民のみなさんの意見を反映しながら各種施策を展開していくために現在ある地区会長会、行政区長会などの自治組織をさらに充実させ、より住民のみなさんの意見が行政に反映されるシステムをつくります。
- あたらしいまちでは、積極的な情報公開を行うとともに、成果重視型の施策を展開し、地方分権時代に対応できる自治体を構築します。

役場が遠くなって不便になりませんか？

- 総合行政情報システムを導入し、現在の両町役場と各出張所などの公共施設をオンラインで結びます。このように行政窓口が増えることにより、各種申請等の手続きが住民のみなさんの身近な窓口で行えるようになります。

公共料金が高くなることはないですか？

- 公共料金については、現状や財政状況などを勘案しつつ、また他の自治体等との均衡を考慮し、行政サービスに見合う金額に調整しました。

地域の個性や伝統が失われることはありませんか？

- 歴史、伝統、文化は地域振興のパワーの源です。あたらしいまちでは伝統芸能や小中学校の文化活動の拠点として文化ホールを建設し、これらの振興を図ります。また、地域内外の文化交流にも積極的に取り組みます。
- 物産館などを有効に活用した地域の特産品販売やホームページなどを活用した地域の情報発信にも積極的に取り組み、あたらしいまちの魅力を広く発信します。

第4章 新しいまちづくりの基本方針

1 新町の将来像

「個性の光る活力あるまちづくり」

～個々の特性を活かし、やる気をサポートします～

わたしたちのまちは、海や山など豊かな資源に囲まれています。集落にはそれぞれの特徴があります。画一的な地域おこしをするのではなく、一つ一つの集落がその特色を活かした地域づくりをすることによって点が線に、線が面へと拡がり、活力ある町が出来上がります。

2 将来像の実現の進め方

2町が合併することにより町域が拡大します。そのため、新町の将来像を実現するには、
「生活の基礎単位である大字単位などの取組み」
「新町内での取組み」
「周辺市町村など広域での取組み」
の3つの運営単位を意識して、各種施策を効率的に展開していくことが必要となります。

● 「生活の基礎単位である大字単位などの取組み」

今後、高齢化が進展していく中、日常のふれあいやコミュニケーションが大事となってきます。

また、ゆとりある生活の実現のためには、人々の絆を結ぶ取組みが必要となります。

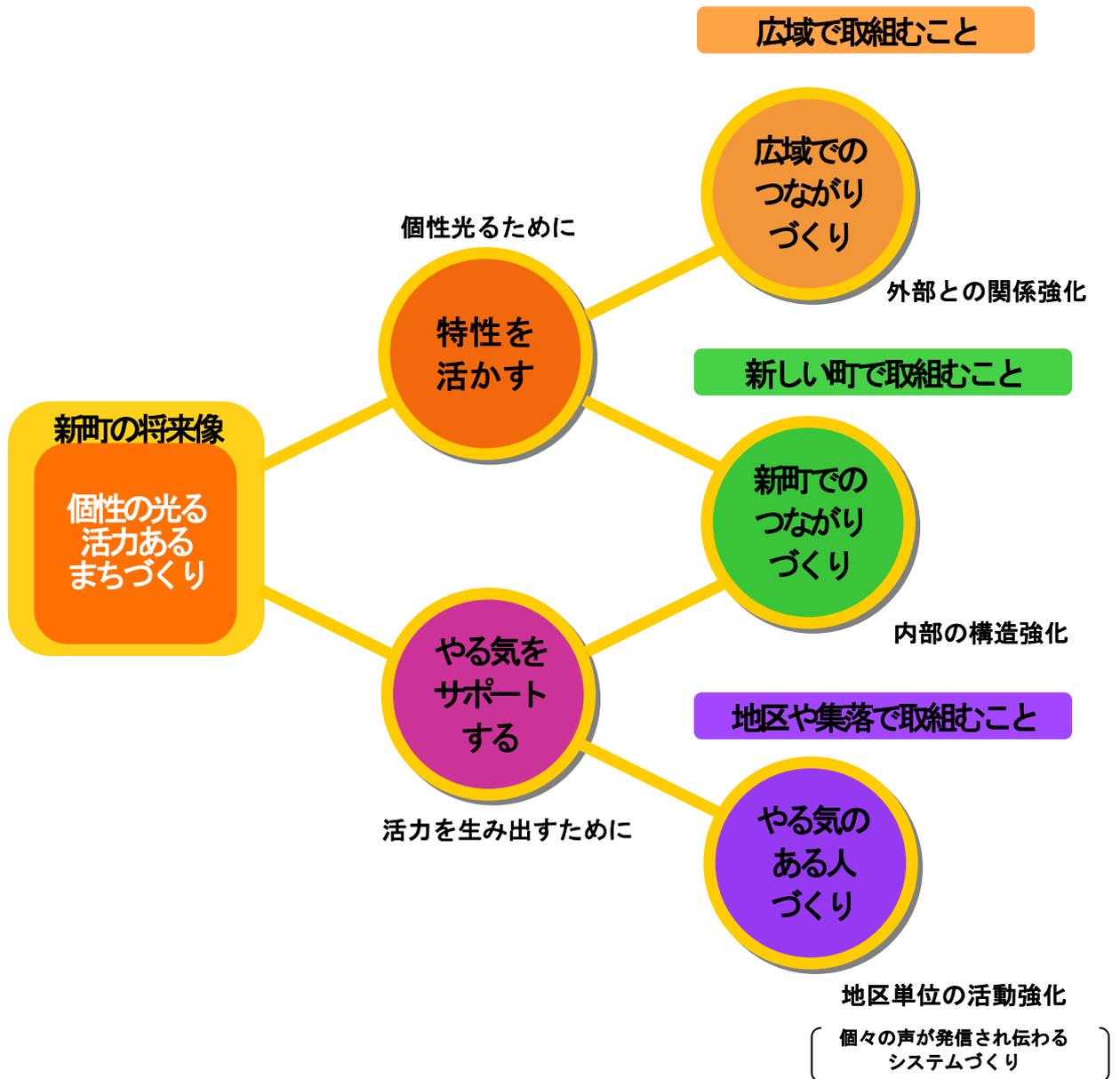
● 「新町内での取組み」

二町が合併して新しい町が誕生します。町内の融和を図り、地域の均衡ある発展を促すために、町内各地域の新たな結びつきを促進し、新町内での連携や循環を生み出す取組みを推進します。

● 「周辺市町村など広域での取組み」

新町になり、発言力も増すことから、県南の交流拠点としての位置づけを強く意識し、周辺市町村との連携・つながりを強化しながら、責任ある行動を担っていかねばなりません。

●実現のための考え方



3 施策の大綱

「個性の光る活力あるまちづくり」の実現を目指し、次に掲げる6つの柱のもとに新しいまちづくりを推進します。

あたらしいまちの大きな柱（施策の大綱）

1	地域づくり	① 魅力的な地域を創造する人材の育成 ② みんなが主役のまちづくり
2	生活・福祉	① 元気で暮らせるまちづくりの推進 ② 人にやさしいまちづくりの推進 ③ 子育て環境の整備 ④ 快適な住環境の整備と定住人口の増加
3	経済・産業	① 農林漁業振興の総合的な施策の展開 ② 意欲と知恵で創造する商工業の振興 ③ 自然や地域資源を活用した都市との交流
4	教育・文化・国際交流	① 「知・徳・体」のバランスのとれた教育と環境整備 ② 文化活動の推進と文化財の保護 ③ 自然体験型学習を活用した交流の促進 ④ 国際化・国際交流の推進
5	基盤整備	① 豊かな住みよい社会基盤づくり ② 交流を支える基盤整備 ③ 高速交通体系等の整備
6	行政組織	① 行・財政改革の推進

第5章 新しいまちの施策と事業

1 地域づくり分野の施策と事業

①魅力的な地域を創造する人材の育成

まちづくりの主役は「人」です。そこで地域の主体的な活動や、魅力的なまちづくりを先導する人材育成に努めるとともに、まちづくり団体の活動、育成を支援します。

また、そのような団体と連携し、青少年の健全育成を図るとともに、女性の積極的なまちづくり活動への参画を促進します。

施策の体系

魅力的な地域を創造する人材の育成

- 地域づくりのリーダーの育成とまちづくり団体への支援
- 青少年の健全育成とまちづくり活動への積極的参画の促進
- 男女共同参画社会の実現
- 生涯学習の実現

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
地域づくりのリーダーの育成とまちづくり団体への支援	地域リーダー研修会	●	●	●		●	158
青少年の健全育成とまちづくり活動への積極的参画の促進	子供フェスティバル	●	●	●	●	●	
男女共同参画社会の実現	働く女性の環境整備事業	●	●	●		●	
生涯学習の実現	生き生き大学	●	●	●	●	●	
	町民講座	●	●	●	●	●	

※表中の前期は、概ね平成17年度～平成20年度、中期は平成21年度～平成23年度、後期は平成24年度～平成26年度、延伸期間は平成27年度～令和元年度、再延伸期間は令和2年度～令和6年度を表す。

なお、事業費については、概算事業費である。

②みんなが主役のまちづくり

地域の活性化を図るためには、地域の特色を活かして地域がいま何をやりたいかを行政が察知し、積極的に支援できる体制づくりが必要です。そのために既存の自治組織等をさらに充実させるとともに、住民を主体とした事業システムや、事業計画への住民の積極的な参画を図りながら、地域と行政とのパートナーシップの構築に努めます。

施策の体系

みんなが主役のまちづくり

- 各種事業計画への住民の積極的な参画を促進するシステムの構築
- 自治公民館活動の活発化の促進
- 自治組織の活動支援

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
自治公民館活動の活発化の促進	自治公民館活性化事業	●	●	●	●	●	10
自治組織の活動支援	まちづくり支援事業	●	●	●	●	●	133

2 生活・福祉分野の施策と事業

①元気で暮らせるまちづくりの推進

各個人が自分の健康に対して責任を持つという意識の醸成を図るとともに、そのための支援体制づくりを、地域の特性に対応した形で推進します。

施策の体系

元気で暮らせるまちづくりの推進

- 健康づくり活動の充実
- 予防活動・健診体制の充実
- 国保体制の強化

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
健康づくり活動の充実	健康づくり事業 乳幼児医療事業 母子歯科保健事業 父子・母子家庭医療費助成事業 軽度生活支援事業 老人日常生活用具給付等事業 高齢者食生活改善事業 老人公衆浴場入浴券補助事業	●	●	●	●	●	1,413
予防活動・健診体制の充実	老人保健事業 母子保健事業 予防接種事業 各種検診事業 健康管理事業 転倒骨折予防教室事業	●	●	●	●	●	2,384
国保体制の強化	在宅当番・救急医療情報提供実施事業	●	●	●	●	●	75
その他	重度心身障害者医療費助成事業 更生医療給付事業	●	●	●	●	●	1,023

②人にやさしいまちづくりの推進

年齢、性別、国籍（言語）や障害の有無に関係なく、「すべての人」が生活しやすい社会を意味するユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するとともに、お互いの異なる立場を認め、人の心のつながりを大切にし、地域内の相互扶助を基本とした、人にやさしいまちづくりを推進します。

また、自主的・積極的な地域活動やボランティア活動などを支援するとともに、生きがづくり活動を支援します。

施策の体系

人にやさしいまちづくりの推進

- ユニバーサルデザインの推進・ノーマライゼーションの啓発
- 高齢者・障害者の生きがづくりと社会参加の促進
- 介護保険・在宅福祉サービスの充実
- ボランティア活動の支援
- 地域福祉推進体制の整備

主要事業

（単位：百万円）

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)	
高齢者・障害者の生きがづくりと社会参加の促進 介護保険・在宅福祉サービスの充実	デイサービス事業 老人保護措置費 生活支援ハウス運営事業 身体障害者公衆浴場無料入浴券補助金 身体障害者補装具交付事業 福祉手当事業 「食」の自立支援事業 高齢者住宅改造助成事業 介護用品・慰労金事業 在宅寝たきり老人等介護者手当 障害者住宅改造助成事業 身体障害者デイサービス事業 身体障害者日常生活用具給付等事業 在宅介護支援事業 身体障害者支援事業 知的障害者支援事業 基幹型在宅介護支援センター運営事業 地域型在宅介護支援センター事業 介護保険低所得者対策事業 非常ベル設置事業 緊急通報体制整備事業	●	●	●	●	●	●	11,550

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
地域福祉推進体制の整備	母子寡婦福祉連合会補助金 身体障害者福祉連合会補助金 手をつなぐ育成会補助金 老人クラブ助成事業 シルバー人材センター事業(補助金) 社会福祉協議会事業(補助金) 民生委員協議会(補助金)	●	●	●	●	●	1,061
その他	戦没者追悼式 敬老会事業	●	●	●	●	●	64

③子育て環境の支援

安心して子育てができるような環境づくりを行い、女性の社会参画を促進します。

施策の体系

子育て環境の整備

- 保育制度・学童保育の充実
- 保育所規模の適正化
- 子育て支援ネットワークづくりの推進
- 児童館・児童公園等の施設の充実

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
保育制度・学童保育の充実 保育所規模の適正化	保育所運営事業 延長保育促進事業 学童保育事業 子宝祝い金支給事業 児童手当 認可外保育施設児童健康管理支援事業 私立保育所運営費補助 地域活動低学年受入れ事業 障害児保育事業 一時保育促進事業	●	●	●	●	●	11,562
子育て支援ネットワークづくりの推進	地域子育て支援センター事業	●	●	●	●	●	102
児童館・児童公園等の施設の充実	児童館運営事業	●	●	●	●	●	123

④快適な住環境の整備と定住人口の増加

心の豊かさを実現するためには、めぐまれた自然環境の中で快適に過ごすことが大切です。そこで、自然環境を保全しながら、安全で安心な生活を確保するために上下水道や合併浄化槽等の整備を行います。

また、ごみの減量化の図るとともに、リサイクルの推進を図る等の施策を展開します。

さらに、地域内での需給バランスに配慮しながら、公営住宅等の整備を図ります。

施策の体系

快適な住環境の整備と定住人口の増加

- 防犯・防災・交通安全対策の強化
- 消防体制の強化
- 住宅地の整備
- 上下水道、合併処理浄化槽の整備
- ごみの減量化、リサイクルの推進
- 公営住宅等の整備

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
防犯・防災・交通安全対策の強化	カーブミラー設置事業	●	●	●	●		711
	防犯灯設置事業	●	●	●	●	●	
	防災行政無線設置事業	●				●	
消防体制の強化	消防団作業服整備事業	●	●	●	●	●	472
	小型ポンプ更新事業	●	●	●	●	●	
	積載車更新事業	●			●	●	
	消防ポンプ自動車更新事業	●				●	
	消防団詰所建設事業	●	●	●	●	●	
	防火水槽設置事業	●	●	●	●	●	
	消火栓設置事業	●			●	●	

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
上下水道、合併処理浄化槽の整備	水道施設整備事業（杉迫地区）	●					1.681
	水道施設整備事業（志水地区）	●					
	配水管新設・改良事業（芦北地区）	●	●	●	●	●	
	浄水場電気計装更新事業	●					
	生活排水処理事業	●	●	●	●		
	合併処理浄化槽設置整備事業	●	●	●	●	●	
ごみの減量化、リサイクル化の推進	ごみ収集所容器設置補助事業	●	●	●	●	●	5.477
	家庭用生ごみ処理機購入補助事業	●	●	●	●	●	
	可燃・不燃ごみ収集運搬事業	●	●	●	●	●	
	不燃ごみ（資源ごみ他）処分事業	●	●	●	●	●	
	生ごみ処理委託事業	●	●	●	●	●	
	ごみ処理事業	●	●	●	●	●	
公営住宅等の整備	特定公共賃貸住宅建設事業（須崎地区）	●					2.752
	公営住宅合併処理浄化槽設置事業（河原団地、海	●					
	公営住宅等建替事業（黒崎団地）	●	●		●	●	
	公営住宅等建替事業（小島団地）			●	●		
	公営住宅等建替事業（八幡団地）			●	●		
	公営住宅等建替事業（射場団地）	●					
	公営住宅等建替事業（広瀬団地）	●	●		●		
	公営住宅等建替事業（大丸団地）		●	●	●		
	公営住宅等建替事業（寺川内団地）			●	●		
	公営住宅改善事業（河原団地、海浦団地）	●				●	
公営住宅個別改善事業（湯南団地）	●	●		●			
その他	害虫駆除事業	●	●	●	●	●	3.612
	火葬処理事業	●	●	●	●	●	
	し尿処理事業	●	●	●	●	●	

3 経済・産業分野の施策と事業

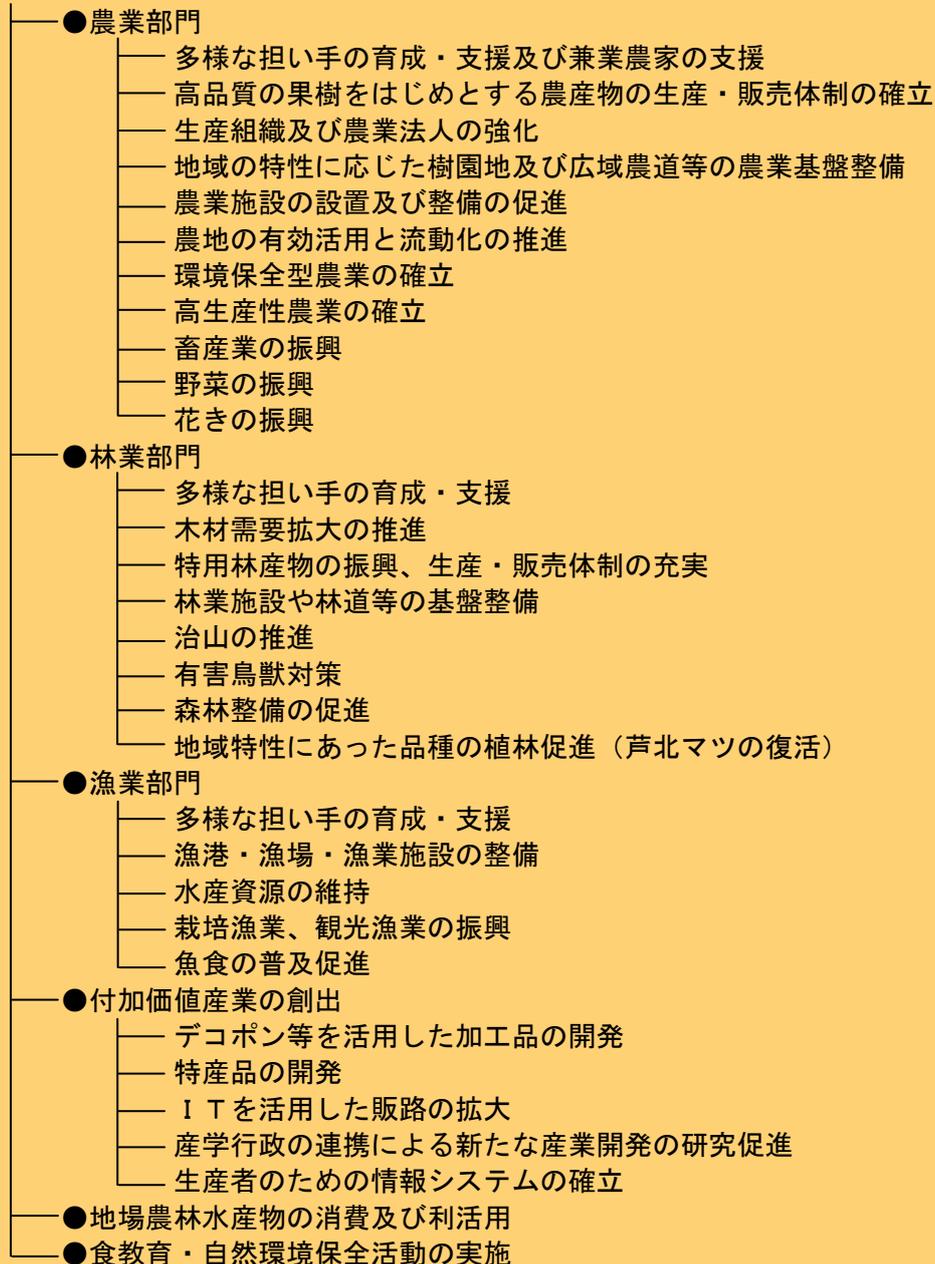
① 農林漁業振興の総合的な施策の展開

農林漁業は、この地域の基幹産業であるだけでなく、私たちが生きていくうえで重要な産業です。そこで、新しいまちでも農林漁業振興基本条例を制定し、農林漁業の多様な役割を再認識し、農林漁業生産の基となる自然環境の再生と保全の取組みを進めながら、その振興を一体的に図ります。

また、既存商品のオリジナル化や産地化を推進するとともに、地域特産の商品の開発や、インターネットによる販売など販路の拡大を図ります。

施策の体系

農林漁業振興の総合的な施策の展開



主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)	
農業部門	多様な担い手の育成・支援及び兼業農家の支援	農業経営基盤強化促進事業	●	●	●	●	●	1,165
		中山間地域等直接支払制度事業	●	●	●	●	●	
	高品質の果樹をはじめとする農産物の生産・販売体制の確立	特定農山村地域市町村活動支援事業	●					7
		農業生産総合対策事業	●	●	●			
	地域の特性に応じた樹園地及び広域農道等の農業基盤設備	果樹園基盤整備事業	●	●	●	●	●	97
		基盤整備促進事業	●	●	●	●	●	
	農業施設の設置及び整備の促進	新山村振興等農林漁業特別対策事業	●					176
		単県農業農村整備事業	●	●	●	●		
	環境保全型農業の確立 高生産性農業の確立	果樹共済掛金補助金	●	●	●	●	●	107
		園芸新産地育成対策事業	●					
		農業施設化設置事業	●	●	●	●		
	畜産業の振興	畜産振興対策事業	●	●	●	●	●	110
	野菜・花きの振興	事業花き・野菜振興対策事業	●	●	●	●	●	15

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)	
林業部門	多様な担い手の育成・支援	●			●	●	150	
	木材需要拡大の推進	●					2	
	特用林産物の振興、生産販売体制の充実		●		●		10	
	林業施設や林道等の基盤整備	林道・作業道舗装事業	●	●	●	●	●	470
		フォレスト・コミュニティ総合整備事業	●	●				
	治山の推進	●	●	●	●	●	147	
	有害鳥獣対策	●	●	●	●	●	88	
	森林整備の促進	間伐枝打促進事業	●			●	●	168
町有林整備事業		●	●	●	●	●		
地域特性に合った品種の促進（芦北マツの復活）	芦北マツ復活事業	●	●	●			3	
水産部門	多様な担い手の育成・支援	●	●	●	●		2	
	漁港・漁場・漁業施設の整備 水産資源の適切な活用、再生と保全	内水面活性化総合対策事業	●					1,122
		沿岸漁業漁村振興構造改善事業	●	●				
		あまも場造成事業	●					
		漁業集落環境整備事業		●				
		地域水産物供給基盤整備事業	●	●				
		漁港漁場機能高度化事業（漁村再生交付金事業）	●	●		●		
		干潟耕運事業	●					
	栽培漁業、観光漁業の振興	魚介類放流事業	●	●	●	●	●	32
		漁民の森づくり活動推進事業	●					
付加価値産業の創出 地場農林水産物の消費及び利活用 食教育・自然環境保全活動の実施	新製品開発事業	●	●	●	●	●	120	
	地産地消推進対策事業	●	●	●	●	●		
	地元産材利用促進事業	●	●	●	●	●	256	

②意欲と知恵で創造する商工業の振興

商業の振興には、事業者の意欲と知恵が大切です。地域の課題と特性を把握しながら、魅力ある商店街づくりを事業者、住民、行政が一緒になって取組んでいきます。

工業の振興においては、企業育成や雇用確保のための企業誘致活動を推進するとともに、地場産業の振興や新しい産業振興につながる方策を検討します。

施策の体系

意欲と知恵で創造する商工業の振興

- 地域の個性や観光資源と連携した潤いのある商店街の形成
- 高速交通体系と連携した集客力のある特産品販売体制の充実
- 企業育成、企業誘致、企業再配置
- 地場産業の振興
- 雇用対策
- 異業種交流等情報基盤の整備
- 起業家への支援とリーダー育成

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
高速交通体系と連携した集客力のある特産品販売体制の実施	観光PR事業	●	●	●	●	●	75
企業育成、企業誘致、企業再配置	佐敷港女島埋め立て事業	●					113
	企業誘致活動	●	●	●	●	●	
地場産業の振興	企業育成支援事業						546
雇用対策		●	●	●	●	●	
企業家への支援とリーダー育成							
異業種交流等情報基盤の整備	域内交流事業	●	●	●	●	●	21

③自然や地域資源を活用した都市との交流

新町の基幹産業である農林水産業や田浦町物産館肥後うらら・大野温泉センターをはじめとする各種施設、さらに御立岬公園、芦北海浜総合公園を有機的に活用することにより、通年型・滞在型の地域間交流等を促進する施策を展開します。

施策の体系

自然や地域資源を活用した都市との交流

- 各種施設と観光資源を活用した観光ルートの形成
- グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進
- 通年型・滞在型の地域間交流の推進

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
各種施設と観光資源を活用した観光ルートの形成	新町観光振興事業	●					970
	海水浴場人工砂搬入事業	●					
	観光うたせ船雨対策事業	●			●	●	
	海水浴場施設整備事業	●					
	赤松館保存整備事業	●					
	曲瀬すき漁施設整備事業	●					
	御立岬公園整備事業	●	●			●	
	芦北海浜総合公園整備事業	●				●	
グリーンツーリズム・ブルーツーリズムの推進	グリーン・ブルーツーリズム実施事業	●	●	●		●	62
	体験漁業管理施設整備事業	●					
通年型・滞在型の地域間交流の推進	御立岬公園キャンプ場整備事業	●				●	74
	御立岬公園バーベキュー広場整備事業	●					

4 教育・文化・国際交流分野の施策と事業

①「知・徳・体」のバランスのとれた教育と環境整備

学校教育においては、基礎学力の習得はもちろんですが、「知」のみに偏った教育では不十分と考えます。やはり「知・徳・体」のバランスのとれた教育が必要です。

そこで、子供たちが、しっかりとした知識の習得ができる環境づくりに努めるとともに、心豊かな人づくりをめざして、学校・家庭・地域が一体となった教育活動を推進します。

スポーツ面においては、各種組織との連携を強化し、選手・専門指導員などの育成を行いながら、長期的な視点で競技力の向上を図ります。

また、多くの人々がスポーツの機会に触れ、楽しみ、健康づくりに役立てられるように、生涯スポーツの普及を推進します。

さらに、ビーチサッカーやローラーリュージュ等のニュースポーツの充実を図ります。

そのほか、児童・生徒の快適な学習環境を維持するため、老朽施設の改修を進めるとともに、少子化に伴う学校規模の適正化等を検討します。

施策の体系

「知・徳・体」のバランスのとれた教育と環境整備

- 基礎学力の向上
- 心の教育の充実
- 幼児教育環境の整備
- 国際化・情報化に対応できる教育体制の整備
- ふるさと学習の推進
- 一学校一特技の推進
- スポーツ施設や組織の充実、関係機関との連携強化
- 専門指導者の育成と選手の発掘・養成
- 各種競技会の誘致
- レクリエーションスポーツの普及と指導員の養成
- スポーツ振興基金の充実
- 総合型地域スポーツクラブの育成
- 学校規模の適正化
- 共同調理場の統廃合
- 教育環境の整備

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
基礎学力の向上	研究推進指定校	●	●	●	●	●	14
	学校指導主事招へい事業	●	●	●	●	●	
	英語指導助手招へい事業	●	●	●	●	●	別掲
心の教育の充実	「心の教室相談員」活用事業	●	●	●	●	●	10
国際化・情報化に対応できる教育体制の整備	コンピューター導入事業	●	●	●	●	●	787
	英語指導助手招へい事業	●	●	●	●	●	
ふるさと学習の推進	総合的学習対策補助金事業	●	●	●			1
スポーツ施設や組織の充実、関係機関との連携強化	総合グラウンド整備事業	●				●	465
専門指導者の育成と選手の発掘、養成	町民体育祭	●	●	●	●	●	52
	芦北マラソン大会	●	●	●			
各種競技会の誘致	各種競技会誘致事業	●	●	●	●	●	40
レクリエーションスポーツの普及と指導員の養成	総合型地域スポーツクラブ創設支援事業	●	●		●	●	60
総合型スポーツクラブの育成							
スポーツ振興基金の充実	スポーツ振興基金	●	●	●		●	89
学校規模の適正化	スクールバス購入事業	●			●	●	140
共同調理上の統廃合	学校給食共同調理場整備事業	●					552
教育環境の整備	佐敷小学校改築事業	●					2,237
	湯浦中学校屋内運動場改築事業	●					
	湯浦中学校特別教室棟改築事業	●					
	学校耐震調査及び大規模改造事業	●	●	●			
	屋内運動場耐震調査及び大規模改造事業	●	●				
	学校空調設備整備事業	●					
	田浦中学校運動場改修事業		●				

②文化活動の推進と文化財の保護

「心の豊かさ」を実現するためには、質の高い芸術・文化に触れ、感性を高めるとともに、文化・芸能の研修や発表の場が必要となります。そこで、郷土芸能活動への支援を積極的に展開するとともに、文化ホールの建設や文化財の保存と活用を図ります。

施策の体系

文化活動の推進と文化財の保護

- 芸術、文化活動の積極的な支援
- 文化ホールの活用とソフト面の充実
- 他地域との芸術・文化交流の促進
- 文化財の保存・活用と伝統芸能の後継者育成

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
芸術、文化活動の積極的な支援	観月会	●	●	●	●	●	60
文化ホールの活用とソフト面の充実	文化ホール建設事業	●					358
	音楽祭	●	●	●	●	●	
	文化講演会	●	●	●	●	●	
他地域との芸術・文化交流の促進	文化交流事業	●	●	●	●		4
文化財の保存・活用と伝統芸能の後継者育成	佐敷城跡発掘調査事業	●			●	●	133
	出土文化財展示室整備事業	●				●	
	佐敷城（東の城）発掘調査整備事業	●	●		●	●	

③自然体験型学習を活用した交流の促進

学校教育における総合的な学習の時間の教材や、癒しを求めて訪れる人のニーズに十分対応できる自然体験型学習のための施設整備や人材育成に努めます。

施策の体系

自然体験型学習を活用した交流の促進

- └ 自然体験型学習としての施設の活用と人材育成
- └ ITを活用した地域情報の積極的な発信

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
自然体験型学習としての施設の活用と人材育成	曲瀬すき漁施設整備事業	●					別掲
	観光うたせ船雨対策事業	●			●	●	
ITを活用した地域情報の積極的な発信	ホームページ作成、運営事業	●	●	●	●	●	14

④国際化・国際交流の推進

民間団体や関係機関との連携を強化しながら、国際化に対応した人材を育成するとともに、国際協力を推進し、外国語教育にも力を入れます。

施策の体系

国際化・国際交流の推進

- 国際交流の促進
- 国際協力の推進
- 外国語教育の充実

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
国際交流の推進	国際交流事業	●	●	●	●	●	110
外国語教育の充実	英語指導助手招へい事業	●	●	●	●	●	別掲

5 基盤整備分野の施策と事業

①豊かな住みよい社会基盤づくり

町のほぼ全域が中山間地域であり、過疎化・少子高齢化が進行しているため、地域生活・地域産業の活性化には、道路等の社会基盤整備が必要不可欠です。そこで自然との調和を図りながら総合的、計画的な社会基盤づくりを推進します。

施策の体系

豊かな住みよい社会基盤づくり

- 交通ネットワークの整備
- 情報ネットワークの整備
- 地域の特性に適合した土地利用の促進
- 水利用と水資源の開発
- 公園の整備
- 景観条例等の制定、住民による景観協定締結の促進
- 自然環境にやさしいまちづくり
(クリーンエネルギーの導入)

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
交通ネットワークの整備	町道宮浦線改良事業	●			●		688
	町道小田2号線新設事業	●	●				
	町道海浦村下線改良事業			●	●		
	町道河原線改良事業			●	●		
	町道村迫小島線改良事業			●			
	町道白木松生線改良事業	●	●	●	●	●	
	町道瀬戸線改良事業	●			●	●	
	町道船津乙千屋線改良事業	●					
	町道大尼田下村線改良事業	●					
	町道宮浦野添線改良事業	●					
	町道芦北新地線改良事業	●	●			●	
	町道橋本線改良事業	●	●		●		
情報ネットワークの整備	防災行政無線設置事業	●				●	別掲
	総合行政情報システム整備事業	●	●	●	●	●	

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
水利用と水資源の開発	配水池改修事業（宮田地区）	●					134
	水源開発事業（八幡地区）	●					
公園の整備	御立岬公園整備事業	●	●			●	別掲
	芦北海浜総合公園整備事業	●				●	
自然環境にやさしいまちづくり (クリーンエネルギーの導入)	自然にやさしいまちづくり事業	●	●			●	531

②交流を支える基盤整備

県南の交流の拠点として、芦北七浦パークコースト構想等、県の施策にも積極的に協力し、文化ホールの周辺整備を図るとともに、吉尾大橋の建設促進等交通基盤の整備に努めます。

また、巡回バスの運行や、御立岬公園と芦北海浜総合公園、その他町内の各種施設を結び、地域内外の交流人口の増加を図る施策を行うとともに、住民の交通手段の確保を図ります。

施策の体系

交流を支える基盤整備

- 文化ホールの周辺整備
- 吉尾大橋の建設促進
- 県の整備計画の推進協力
- 巡回バスの運行

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
文化ホールの周辺整備	町道下り口線改良事業	●					105
	文化ホール周辺整備事業		●			●	150
吉尾大橋の建設促進	吉尾大橋架橋促進活動	●	●	●	●	●	2
巡回バスの運行	地域バス対策事業	●	●	●	●	●	611

③高速交通体系等の整備

高速交通体系の整備は、「人」や「もの」の流れを変化させ、住民の利便性の向上、産業振興、観光振興、過疎対策に大きな影響を与えるのみならず、通勤圏の拡大などライフスタイルにも大きな変化を及ぼします。

そこで、高速交通体系の整備促進のために積極的に国や県に働きかけるとともにインターチェンジ周辺の計画的整備を図ります。

また、「肥薩おれんじ鉄道」の利用促進を図ります。

施策の体系

高速交通体系等の整備

- 南九州西回り自動車道の整備促進
- インターチェンジ周辺の整備
- 「肥薩おれんじ鉄道」の充実強化（新駅設置及び周辺の整備）
- 九州新幹線の利用促進
- 高速交通体系を軸とした地域間交通網の整備

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
南九州西回り自動車道の整備促進	高速交通体系整備事業						75
「肥薩おれんじ鉄道」の充実強化		●	●	●	●	●	
九州新幹線の利用促進							
インターチェンジ周辺の整備 高速交通体系を軸とした地域間交通網の整備	花北向町線新設事業	●			●		1,906
	町道射場芦北線改良事業	●	●	●	●		
	町道花東本町線改良事業	●					
	町道与内越線橋梁改修事業	●					
	町道外ヶ平湯治改良事業	●	●	●			
	町道田川瀬戸線改良事業	●	●	●			

6 行政組織分野の施策と事業

①行・財政改革の推進

多様化する住民ニーズに対応した行政組織の構築、事務の効率化・合理化、財政の健全化を推進します。また、合併後も引き続き広域行政を推進します。

施策の体系

行・財政改革の推進

- 効率的な行財政運営
- 地方分権時代に対応した組織機構の見直し
- 各課の連携強化
- 職員の意識改革と研修の充実
- 情報公開の推進
- 広域行政の推進

主要事業

(単位：百万円)

施策の体系	事業名	前期	中期	後期	延伸	再延伸	事業費 (再延伸後)
効率的な行財政運営の整備	総合行政情報システム	●	●	●	●	●	1,049

第6章 新町における県事業の推進

熊本県は、平成12年6月に策定した、熊本県総合計画「パートナーシップ21くまもと」において、市町村が行う合併の検討について「21世紀への挑戦プログラム」等に位置付け、積極的に推進しているところです。

また、地域計画編において、水俣・芦北地域の発展の方向を、「環境の郷づくり～環境先進地をめざす誇りある故郷の創造」と位置づけております。

具体的には、自然環境と地域社会との関係をとらえ直し、自然環境の再生と保全に取組み、「人と人」、「人と環境」との共生のしくみを構築し、地域イメージの創造と発信により交流人口の増加を図っていきます。

また、高齢者や障害者にとっても暮らしやすく、誰もが安心して子どもを育てることができる魅力的な地域を形成し、産業面でも高齢化社会を踏まえた担い手の育成や生産・流通システムの改善、生産基盤整備を進めます。

さらに、南九州西回り自動車道や九州新幹線などの高速交通体系の整備を軸にして、豊かな自然資源を有効活用する「芦北七浦パークコースト構想」をさらに推進し、農林水産業、製造業、さらに観光の分野で新たな環境ビジネスを生み出しながら、地域社会の活性化を図ります。

今回、田浦町・芦北町の合併により誕生する新しい町のめざす姿である『個性の光る活力あるまちづくり～個々の特性を活かしやる気をサポートします』の実現のため、各種県事業を推進するとともに、新町と連携を図りながら、まちづくりの核となる各種施策に対しても、積極的に支援します。

1 地域づくり

地域にある豊かな自然や美しい景観を守りながら、歴史、伝統文化などを地域住民の手で再発見し、こうした財産を生かした新しい地域間交流システムの形成を図ります。

また、新町建設計画の中で検討されている、魅力的な地域を創造する人材の育成や、地域と行政とのパートナーシップの構築に関する事業に対して積極的に支援します。

2 生活・福祉

福祉ケアの総合対策、適切な医療を受けられる体制づくりや情報化を推進するとともに、様々な保健・医療・福祉施策に対し積極的に支援します。

特に、新町建設計画の中で検討されている、人にやさしいまちづくりの推進、子育て支援事業に対して積極的に支援します。

その他、健康づくりや高齢者・障害者の生きがいづくりと社会参加の促進、ごみの減量化やリサイクル化の推進等の事業について、新町と連携しながら積極的に取組みます。

3 経済・産業

当地域の基幹産業である農林漁業については、多様な担い手の育成等新町建設計画の中に掲載されている各施策を積極的に支援します。

農業関係においては、当地域はほぼ全域が中山間地域であり、生産基盤の整備が急務であるため、現在推進あるいは検討している中山間地域総合整備事業等を積極的に推進します。

林業関係においては、林道の開設により林業生産基盤の整備を図るとともに、保安林の指定や適切な森林整備の促進により水源かん養及び国土の保全等森林の持つ多面的機能の高度

な発揮を図ります。

漁業関係においては、水産環境整備事業を行う等、水産生産基盤の整備を図ります。

商工業の振興については、交流人口の増加に対応した新たな商業活動を支援するとともに、新町建設計画に掲載されている各施策を新町と連携して推進します。

そのほか、当地域の豊かな自然や地域資源を活用した都市との交流を推進し、通年型・滞在型の地域間交流等を促進する施策を展開します。

4 教育・文化国際交流

新町と連携して、学校や家庭、地域社会がそれぞれの役割を明確にしたうえで一体となって取組む地域の教育向上に努めます。

特に、新町建設計画にある「知・徳・体」のバランスの取れた教育を実現するために、基礎学力の向上や心の教育の充実、スポーツの振興を図る環境整備や人材育成を支援するとともに、地域の豊かな自然環境や各種施設を生かして、総合的な学習の時間等における自然体験学習の推進を積極的に支援します。

また、豊かな芸術・文化活動を活性化するために、伝統文化の担い手育成に努めるとともに、文化財の保護や文化施設の建設・活用促進を支援します。

さらに、国際化・国際交流においても、国際交流事業や外国語教育充実のための ALT 活用事業等の推進を支援します。

5 基盤整備

基盤整備においては、南九州西回り自動車道や九州新幹線などの高速交通体系の整備を軸にして、豊かな自然資源を有効活用する「芦北七浦パークコースト構想」をさらに推進するとともに、肥薩おれんじ鉄道の利用促進を図る施策を展開します。また、現在実施中であり、新町の一体化を支援する県道芦北球磨線、県道芦北坂本線、県道球磨田浦線、県道水俣田浦線、県道田浦港線、県道二見田浦線に係る改良工事の早期完成をめざします。

また、県道宮崎芦北線については、高速交通へのアクセス道路であることから早期に着工できるよう努めます。

さらに、新町建設計画に掲載されている豊かな住みよい社会基盤づくりや新町で建設が予定されている文化ホールの周辺整備に対しても積極的に支援します。

6 その他

合併に伴う緊急かつ特殊な財政需要について、財政支援を行う「熊本県市町村合併特別交付金」により、新町が速やかに一体的な行政サービスを展開するため、広域的視点からの地域づくりやまちづくり、住民サービスの維持・向上、行財政運営の効率化、基盤整備の充実などの合併に伴う事業を支援します。

第7章 公共的施設の整備

公共的施設の整備方針

公共的施設の適正配置と整備については、公共施設等総合管理計画及び個別施設管理計画に基づき、用途変更・統合・除却を行うこととし、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう利便性などにも十分配慮し、運営の合理化を図り、地域の特殊性やバランス、さらには財政事情等を配慮しながら、逐次検討・整備を進めていきます。

合併に伴い、住民サービスの低下を招かないように、電算システムの整備等を行い、施設の利用促進のために必要な整備を図り、適正な管理運営を努めます。

また、統合等に伴う空き施設に関しても、住民の要望や、配置のバランス、利便性を十分考慮し、有効利用します。

公共的施設の配置図



第8章 財政計画

一般会計

1 歳入

1. 歳入

(単位：百万円)

区分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
地方税	1,427	1,462	1,603	1,619	1,492	1,473	1,574	1,528	1,535	1,527	1,699	1,624	1,759	1,835	1,797	1,764	1,757	1,737	1,716	1,696
地方譲与税	237	294	154	149	139	137	132	125	117	115	121	96	96	97	115	115	115	115	115	115
利子割交付金	7	5	6	6	5	5	3	3	3	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
配当割交付金	2	3	4	1	1	1	1	2	2	8	6	3	3	4	3	3	3	3	3	3
株式等譲渡所得 割交付金	3	2	2	0	1	1	0	0	0	8	5	2	4	3	3	3	3	3	3	3
地方消費税交付金	184	188	181	166	175	174	166	161	160	198	342	300	306	316	304	412	412	412	412	412
自動車取得税交付金	52	52	49	45	30	23	19	27	21	10	16	16	23	23	11	0	0	0	0	0
環境性能割交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	7	9	9	9	9	9
地方特例交付金	39	34	11	17	23	29	27	2	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5	5
地方交付税	4,194	4,644	4,479	4,611	4,716	5,087	5,011	4,879	4,841	4,729	4,564	4,148	4,029	3,906	3,594	3,605	3,590	3,573	3,614	3,554
交通安全対策特 別交付金	3	3	2	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
分担金及び負担 金	167	166	155	144	143	130	130	131	130	131	119	132	105	92	99	55	55	55	55	55
使用料及び手数 料	181	232	237	209	211	242	285	283	265	258	263	251	256	268	261	256	256	256	256	256
国庫支出金	932	840	923	1,274	1,259	1,475	1,039	817	1,198	852	996	1,297	944	1,106	1,072	968	1,067	921	939	929
県支出金	999	983	662	1,009	1,025	1,360	818	980	963	658	797	778	731	664	905	719	706	713	704	719
財産収入	60	47	65	36	25	121	12	12	107	122	114	273	238	133	106	105	105	105	105	105
寄附金	11	4	3	5	12	29	7	9	5	6	8	86	91	104	93	103	103	103	103	103
繰入金	273	325	105	229	83	394	37	23	22	21	27	50	304	382	739	381	130	344	378	425
繰越金	496	482	449	397	567	421	1,261	673	692	662	614	535	506	398	200	200	200	200	200	200
諸収入	365	370	244	124	192	167	281	131	325	111	102	120	114	96	53	53	53	53	53	53
地方債	2,330	1,345	1,570	1,130	697	1,009	498	937	1,019	913	893	856	902	897	1,615	930	930	930	930	930
歳入合計	11,962	11,481	10,904	11,173	10,798	12,280	11,303	10,725	11,410	10,335	10,693	10,573	10,419	10,332	10,985	9,689	9,502	9,540	9,603	9,575

2 歳出

2. 歳出

(単位：百万円)

区分	平成 17年	平成 18年	平成 19年	平成 20年	平成 21年	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
人件費	2,272	2,145	2,141	2,105	2,035	2,001	2,020	1,895	1,884	1,951	1,885	1,889	1,874	1,818	1,893	1,910	1,902	1,895	1,887	1,879
物件費	1,049	1,059	984	1,010	1,156	1,058	1,211	1,193	1,122	1,164	1,254	1,244	1,256	1,242	1,432	1,318	1,255	1,246	1,235	1,224
維持補修費	69	89	55	83	91	85	49	58	58	74	104	81	67	73	67	73	77	81	85	89
扶助費	873	911	970	984	1,023	1,226	1,356	1,428	1,422	1,526	1,598	1,686	1,675	1,616	1,702	1,711	1,721	1,731	1,741	1,751
補助費等	1,082	1,099	1,024	1,264	1,178	1,007	1,053	1,072	1,393	1,139	1,200	1,152	1,167	1,360	1,362	1,165	1,160	1,155	1,150	1,145
公債費	1,541	1,437	1,381	1,441	1,355	1,275	1,292	1,263	1,184	1,228	1,201	1,111	1,117	1,015	1,015	1,048	1,065	1,130	1,202	1,204
積立金	384	222	151	52	352	536	503	103	509	323	306	261	218	104	108	108	108	108	108	108
投資及び出資 金・貸付金	0	0	100	1	0	0	0	100	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	1,062	1,032	1,046	1,224	1,089	1,123	1,140	1,135	1,151	1,183	1,240	1,214	1,212	1,216	1,247	1,256	1,235	1,239	1,243	1,247
普通建設事業 費	2,959	2,724	2,257	2,305	2,086	2,582	1,935	1,565	1,769	1,105	1,278	1,224	1,394	1,447	2,153	1,099	978	954	951	927
災害復旧事業 費	189	314	398	137	12	126	71	221	256	28	92	141	37	56	1	1	1	1	1	1
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11,480	11,032	10,507	10,606	10,377	11,019	10,630	10,033	10,748	9,721	10,158	10,003	10,017	9,947	10,980	9,689	9,502	9,540	9,603	9,575

※平成30年度までは、決算額

主要項目の算出基礎について

1 歳入

◆地方税

今後の経済の動向を踏まえ、現行の税制度を基本として算出しています。

◆地方交付税

合併に伴う普通交付税の算定の特例及び合併に係る交付税措置を見込んで算出しています。

◆国県支出金

過去の実績を基準とし、本計画事業分と合併に伴う財政支援を見込んで算出しました。

◆地方債

本計画事業に伴う合併特例債等を算出しています。

2 歳出

◆人件費

合併による特別職の減及び合併後、退職者の補充を抑制することによる職員減及び、令和2年度からの会計年度任用職員制度導入を見込んで算出しました。

◆扶助費

過去の実績による伸び率を見込んで算出しました。

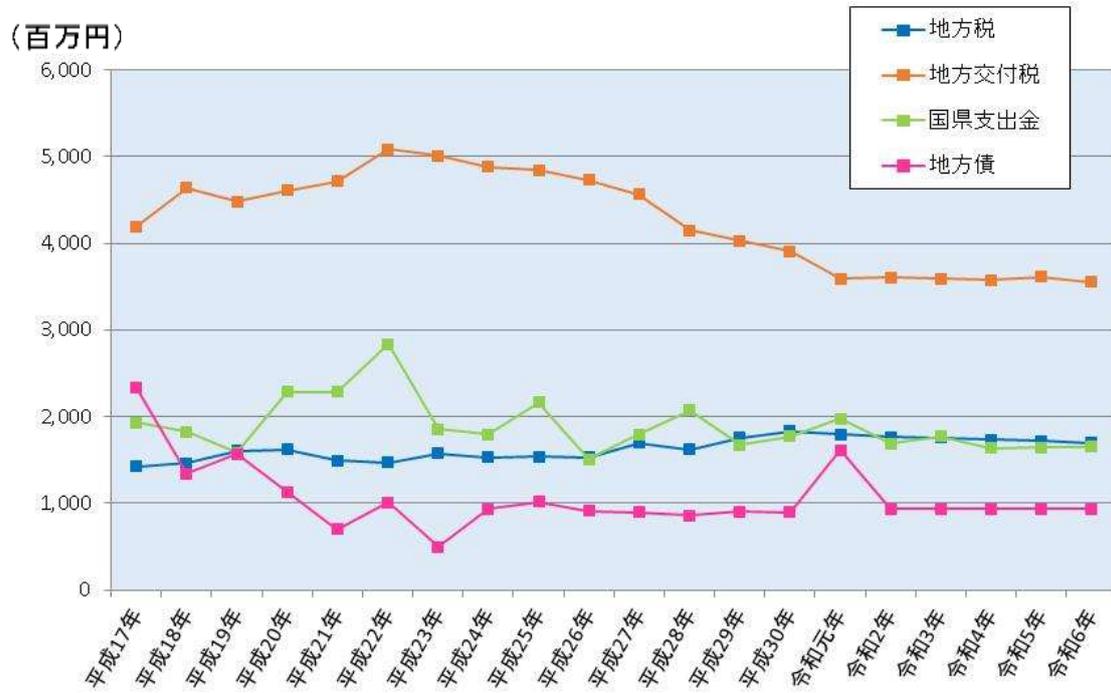
◆公債費

合併年度までの2町の地方債償還予定額に本計画事業等に伴う新たな地方債に係る償還額を加えて算出しました。

◆普通建設事業費

本計画事業の普通建設事業費を見込んで算出しました。

3. 歳入-主要項目の推移



4. 歳出-主要項目の推移

